

青森県過疎地域持続的発展方針

〈令和8年度～令和12年度〉

令和7年11月28日策定

青 森 県

目 次

はじめに	1
1 基本的な事項	2
(1) 過疎地域等	2
(2) 人口	3
ア 人口の推移	3
イ 年齢階層別人口の推移	4
(3) 面積	5
(4) 産業	5
ア 産業別就業者数の状況	5
イ 所得の状況	5
(5) 財政状況	6
(6) 過疎対策の取組実績	8
ア 過疎債の発行状況	8
イ 過疎債の活用状況	8
2 過疎地域等の持続的発展の基本的な考え方	10
(1) めざす姿（基本的な方向）	10
(2) めざす姿実現のための連携・協力	10
3 持続的発展のために実施すべき施策に関する事項	12
(1) 若者等の定着・還流の促進、人財育成	12
ア 若者等の定着・還流の促進	12
イ 人財育成	12
(2) しごとづくりによる産業の振興	13
ア 農林水産業の振興	13
イ 商工業の振興	13
ウ 若者を惹きつけるしごとづくり	14
エ 情報通信産業の振興（産業を支えるDXの推進）	15
オ 観光の開発	15
(3) 地域における情報化・DXの推進	16
(4) 産業・交流を支える社会基盤の整備	16
ア 国道、県道、市町村道、農道、林道及び漁港関連道の整備	16
イ 交通確保対策	17
ウ 水道、下水処理等の整備	17
エ 脱炭素・循環型社会づくりの推進	18
オ 安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり	19
(5) 安全・安心な県土づくり、防災・減災の推進	19
(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	20
ア 子育て環境の確保	20
イ 高齢者や障がい者が安心して暮らす共生社会の実現	21

ウ 健康づくりの推進	22
(7) 地域医療の確保	23
(8) 教育の振興・改革	23
(9) 集落の整備（元気な地域づくり・人づくり）	25
(10) 地域文化・スポーツの振興	25
(11) 再生可能エネルギーとの共生と環境配慮型ビジネスの推進	26
(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項	26
ア 豊かな自然環境の継承	26

別紙【青森県過疎地域持続的発展計画】

※人財：青森県では「人は青森県にとっての『財（たから）である』という基本的考えから「人材」を「人財」と表しています。

はじめに

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号。以下「法」という。）は、「過疎地域自立促進特別措置法」（以下「旧法」という。）が令和3年3月末で期限を迎えることを踏まえ、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比べて低位にある過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な行財政上の特別措置を講ずることにより、過疎地域の持続的発展を支援するため、新たに制定されたものである。

なお、旧法の規定に基づく過疎地域であって、法に定める過疎地域の要件を満たさない地域に対しても経過措置を講じることとされている。

方針策定の趣旨

「青森県過疎地域持続的発展方針」は、本県の過疎地域等（法第2条、第3条、第41条から第44条の規定に基づく過疎地域及び法附則第5条から第8条の規定に基づく特定市町村等をいう。以下同じ。）の持続的発展のため、法第7条の規定に基づき策定するものである。

県及び過疎地域等は、本方針に基づき、法第8条又は第9条に規定する持続的発展計画を策定するものとする。（本方針は、法第9条に規定する過疎地域持続的発展都道府県計画の内容を含む。）

方針の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

（法期限までの10年間のうち、後期5年間）

一部過疎 (4団体)	法 § 3	十和田市(旧十和田湖町) むつ市(旧大畑町、旧川内町、旧脇野沢村) 平川市(旧碓ヶ関村)	R4異動:1団体 →東北町(旧東北町) (全部過疎へ)
	法 § 41Ⅲ	弘前市(旧相馬村)	
経過措置 (2団体)	法附則 § 5	東通村	
	法附則 § 7 I	八戸市(旧南郷村)	

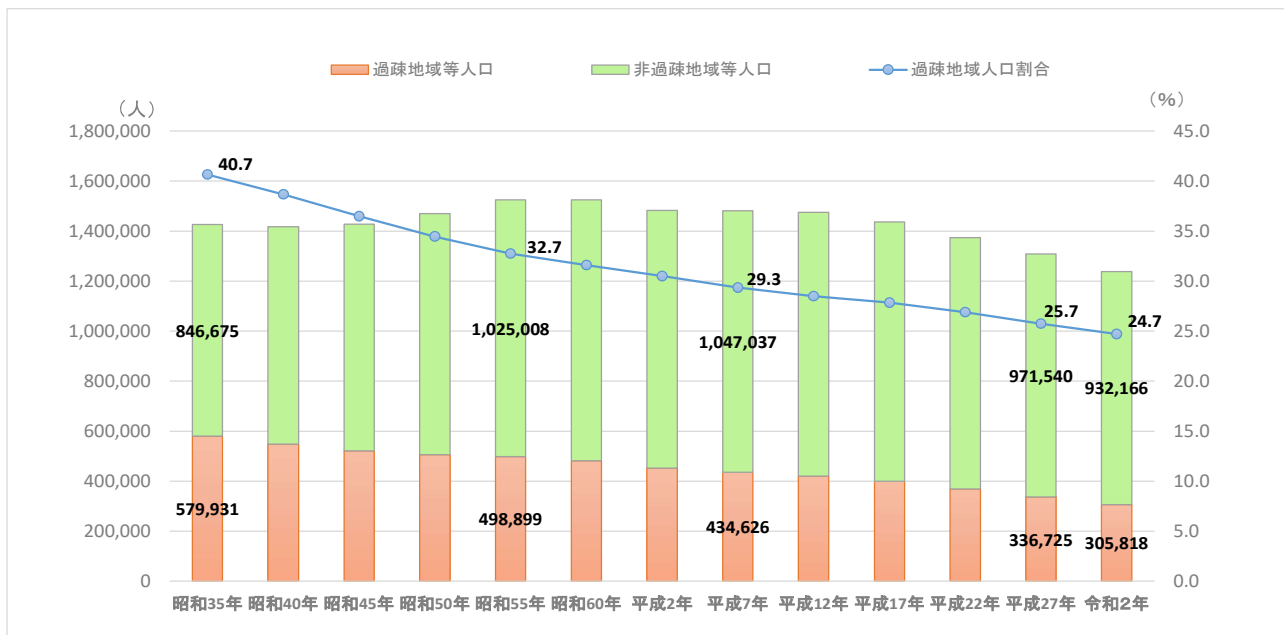
(2) 人口

ア 人口の推移

令和2年における本県の人口は1,237,984人であり、昭和55年と比べると285,923人(18.8%)減少している。このうち過疎地域等の人口は305,818人であり、昭和55年と比べると193,081人(38.7%)減少し、県全体と比べても大幅に減少している。

また、県全体の人口に占める本県の過疎地域等の人口の割合も年々減少し続けており、令和2年には24.7%となっている。【表1】

【表1】人口の推移 (S35～R2)



区分	昭和35年	昭和55年		平成7年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	S55年比増減率	実数	S55年比増減率	実数	S55年比増減率	実数	S55年比増減率
県全体	1,426,606	1,523,907	— % (+6.8%)	1,481,663	▲ 2.8 % (+3.9%)	1,308,265	▲ 14.2 % (▲8.3%)	1,237,984	▲ 18.8 % (▲13.2%)
過疎地域等	579,931	498,899	— % (▲14.0%)	434,626	▲ 12.9 % (▲25.1%)	336,725	▲ 32.5 % (▲41.9%)	305,818	▲ 38.7 % (▲47.3%)
非過疎地域等	846,675	1,025,008	— % (+21.1%)	1,047,037	+2.1 % (+23.7%)	971,540	▲ 5.2 % (+14.7%)	932,166	▲ 9.1 % (+10.1%)

※ () 内は昭和35年比増減率。

【出典：国勢調査】

イ 年齢階層別人口の推移

令和2年における若年者人口（15～29歳）の割合は、過疎地域等が9.2%、県全体が11.5%となっており、昭和55年と比べると、過疎地域等が11.4ポイント、県全体が10.6ポイント、それぞれ減少している。

一方、令和2年における高齢者人口（65歳以上）の割合は、過疎地域等が40.4%、県全体が33.4%となっており、昭和55年と比べると、過疎地域等が29.7ポイント、県全体が24.6ポイント、それぞれ増加している。【表2】

【表2】年齢階層別人口の推移（S35～R2）

区分	昭和35年		昭和55年		平成7年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	S55年比増減率	実数	S55年比増減率	実数	S55年比増減率	実数	S55年比増減率	
総数	1,426,606	1,523,907	— % (+6.8%)	1,481,663	▲ 2.8 % (3.9%)	1,308,265	▲ 14.2 % (▲8.3%)	1,237,984	▲ 18.8 % (▲13.2%)	
0～14歳	513,397	366,454	— % (▲28.6%)	252,414	▲ 31.1 % (▲50.8%)	148,208	▲ 59.6 % (▲71.1%)	129,112	▲ 64.8 % (▲74.9%)	
15歳～64歳	848,838	1,022,786	— % (+20.5%)	991,311	▲ 3.1 % (+16.8%)	757,867	▲ 25.9 % (▲10.7%)	676,167	▲ 33.9 % (▲20.3%)	
うち15歳～29歳 (a)	370,622	336,553	— % (▲9.2%)	274,573	▲ 18.4 % (▲25.9%)	164,749	▲ 51.0 % (▲55.5%)	142,072	▲ 57.8 % (▲61.7%)	
65歳以上 (b)	64,371	134,516	— % (+109.0%)	236,745	+76.0 % (+267.8%)	390,940	+190.6 % (+507.3%)	412,943	+207.0 % (+541.5%)	
(年齢不詳)	0	151		1,193		11,250		19,762		
(a) / 総数	%	%		%		%		%		
若年者比率	26.0	22.1		18.5		12.6		11.5		
(b) / 総数	%	%		%		%		%		
高齢者比率	4.5	8.8		16.0		29.9		33.4		

※（ ）内は昭和35年比増減率。

区分	昭和35年		昭和55年		平成7年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	S55年比増減率	実数	S55年比増減率	実数	S55年比増減率	実数	S55年比増減率	
総数	579,931	498,899	— % (▲14.0%)	434,626	▲ 12.9 % (▲25.1%)	336,725	▲ 32.5 % (▲41.9%)	305,818	▲ 38.7 % (▲47.3%)	
0～14歳	220,639	117,537	— % (▲46.7%)	70,690	▲ 39.9 % (▲68.0%)	33,616	▲ 71.4 % (▲84.8%)	27,461	▲ 76.6 % (▲87.6%)	
15歳～64歳	329,194	328,133	— % (▲0.3%)	277,475	▲ 15.4 % (▲15.7%)	182,421	▲ 44.4 % (▲44.6%)	154,228	▲ 53.0 % (▲53.1%)	
うち15歳～29歳 (a)	138,652	102,869	— % (▲25.8%)	67,838	▲ 34.1 % (▲51.1%)	34,971	▲ 66.0 % (▲74.8%)	28,078	▲ 72.7 % (▲79.7%)	
65歳以上 (b)	28,664	53,228	— % (+85.7%)	86,460	+62.4 % (+201.6%)	120,226	+125.9 % (+319.4%)	123,526	+132.1 % (+330.9%)	
(年齢不詳)	—	1		1		462		603		
(a) / 総数	%	%		%		%		%		
若年者比率	23.9	20.6		15.6		10.4		9.2		
(b) / 総数	%	%		%		%		%		
高齢者比率	4.9	10.7		19.9		35.7		40.4		

※（ ）内は昭和35年比増減率。

※昭和35年については、市町村の編入に伴う年齢階層別人口の異動の状況が不明なことから、内訳の計と総数は一致しない。

区分	昭和35年		昭和55年		平成7年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	S55年比増減率	実数	S55年比増減率	実数	S55年比増減率	実数	S55年比増減率	
総数	846,675	1,025,008	— % (+21.1%)	1,047,037	+2.1 % (+23.7%)	971,540	▲ 5.2 % (+14.7%)	932,166	▲ 9.1 % (+10.1%)	
0～14歳	292,758	248,917	— % (▲15.0%)	181,724	▲ 27.0 % (▲37.9%)	114,592	▲ 54.0 % (▲60.9%)	101,651	▲ 59.2 % (▲65.3%)	
15歳～64歳	519,644	694,653	— % (+33.7%)	713,836	+2.8 % (+37.4%)	575,446	▲ 17.2 % (+10.7%)	521,939	▲ 24.9 % (+0.4%)	
うち15歳～29歳 (a)	231,970	233,684	— % (+0.7%)	206,735	▲ 11.5 % (▲10.9%)	129,778	▲ 44.5 % (▲44.1%)	113,994	▲ 51.2 % (▲50.9%)	
65歳以上 (b)	35,707	81,288	— % (+127.7%)	150,285	+84.9 % (+320.9%)	270,714	+233.0 % (+658.2%)	289,417	+256.0 % (+710.5%)	
(年齢不詳)	—	150		1,192		10,788		19,159		
(a) / 総数	%	%		%		%		%		
若年者比率	27.4	22.8		19.7		13.4		12.2		
(b) / 総数	%	%		%		%		%		
高齢者比率	4.2	7.9		14.4		27.9		31.0		

※（ ）内は昭和35年比増減率。

※昭和35年については、市町村の編入に伴う年齢階層別人口の異動の状況が不明なことから、内訳の計と総数は一致しない。

【出典：国勢調査】

(3) 面積

本県の過疎地域等の面積は6,468.41km²で、県全体の面積(9,645.64km²)の67.1%を占めており、白神山地のブナや津軽・下北半島のヒバなどの森林、十和田湖・奥入瀬溪流や十三湖などの湖沼・河川のほか、コメ、リンゴ、ナガイモ、ニンニクなどの生産を支える農地など、豊かな自然に恵まれている。

(4) 産業

ア 産業別就業者数の状況

令和2年における就業者数を平成22年と比較すると、県全体では4.3%の減、本県の過疎地域等では8.6%の減となっている。

令和2年における産業別の構成比をみると、第1次産業の就業者数が県全体では10.9%なのに対し、本県の過疎地域等では22.0%と大きく上回っており、第1次産業が本県の過疎地域等における主要な産業となっていることがわかる。【表3】

【表3】産業別就業者数(R2、H27との比較)

○産業別就業者数(令和2年国勢調査)

区分	令和2年国勢調査							平成22年国勢調査との比較		
	総数(人)	過疎地域等	非過疎地域等	構成比(%)	①過疎地域等	②非過疎地域等	①-②	増減率(%)	過疎地域等	非過疎地域等
第1次産業	67,001	35,104	31,897	11.1%	22.9%	7.1%	15.8	▲17.3%	▲19.3%	▲15.1%
農業	58,666	29,172	29,494	9.7%	19.1%	6.6%	12.5	▲17.0%	▲18.9%	▲15.0%
林業	1,640	900	740	0.3%	0.6%	0.2%	0.4	▲14.0%	▲25.2%	+5.0%
漁業	6,695	5,032	1,663	1.1%	3.3%	0.4%	2.9	▲20.7%	▲20.1%	▲22.7%
第2次産業	118,134	32,126	86,008	19.6%	21.0%	19.1%	1.8	▲7.7%	▲16.2%	▲4.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	437	174	263	0.1%	0.1%	0.1%	0.1	▲16.1%	▲2.8%	▲23.1%
建設業	57,116	17,239	39,877	9.5%	11.3%	8.9%	2.4	▲7.6%	▲16.4%	▲3.3%
製造業	60,581	14,713	45,868	10.1%	9.6%	10.2%	▲0.6	▲7.7%	▲16.0%	▲4.6%
第3次産業	404,441	84,136	320,305	67.1%	55.0%	71.3%	▲16.3	▲2.1%	▲7.9%	▲0.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	3,092	670	2,422	0.5%	0.4%	0.5%	▲0.1	+1.2%	+19.9%	▲2.9%
情報通信業	6,131	528	5,603	1.0%	0.3%	1.2%	▲0.9	+12.0%	▲1.7%	+13.4%
運輸業、郵便業	28,078	5,331	22,747	4.7%	3.5%	5.1%	▲1.6	▲9.8%	▲16.9%	▲7.9%
卸売業、小売業	92,813	19,904	72,909	15.4%	13.0%	16.2%	▲3.2	▲11.2%	▲15.6%	▲10.0%
金融業、保険業	12,109	1,733	10,376	2.0%	1.1%	2.3%	▲1.2	▲14.2%	▲21.9%	▲12.8%
不動産業、物品賃貸業	6,939	890	6,049	1.2%	0.6%	1.3%	▲0.8	+6.8%	+12.5%	+6.0%
教育、学習支援業	27,545	4,919	22,626	4.6%	3.2%	5.0%	▲1.8	+3.0%	▲1.7%	+4.1%
医療、福祉	86,923	20,273	66,650	14.4%	13.2%	14.8%	▲1.6	+15.7%	+6.5%	+18.8%
サービス業	106,474	23,410	83,064	17.7%	15.3%	18.5%	▲3.2	▲4.4%	▲10.0%	▲2.7%
公務	34,337	6,478	27,859	5.7%	4.2%	6.2%	▲2.0	▲2.7%	▲10.6%	▲0.6%
分類不能	12,815	1,716	11,099	2.1%	1.1%	2.5%	▲1.3	▲25.7%	+62.2%	▲31.4%
合計	602,391	153,082	449,309	100.0%	100.0%	100.0%	0.0	▲5.8%	▲12.2%	▲3.4%

【出典：国勢調査】

イ 所得の状況

令和4年における本県の過疎市町村(市町村の区域の一部のみが過疎地域等となっている過疎市町村を除く。)の県民1人当たりの所得金額は、県全体の91.3%であり、平成24年度と比べて4.3ポイント改善したものの、依然として一定の所得差が生じている。【表4】

【表4】一人当たり所得金額（H25～R4）

（単位：千円）

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
①過疎市町村(市町村の区域の一部のみが過疎地域等となっている過疎市町村を除く。)	2,129	2,119	2,314	2,301	2,349	2,343	2,384	2,353	2,409	2,470
②非過疎市町村	2,649	2,669	2,837	2,740	2,833	2,759	2,838	2,706	2,806	2,841
③県全体	2,432	2,435	2,608	2,541	2,618	2,601	2,654	2,566	2,646	2,704
過疎地域等と 県全体の比較 ①/③	87.5%	87.0%	88.7%	90.6%	89.7%	90.1%	89.8%	91.7%	91.0%	91.3%

【出典：R4市町村民経済計算（R7.3）】

（5）財政状況

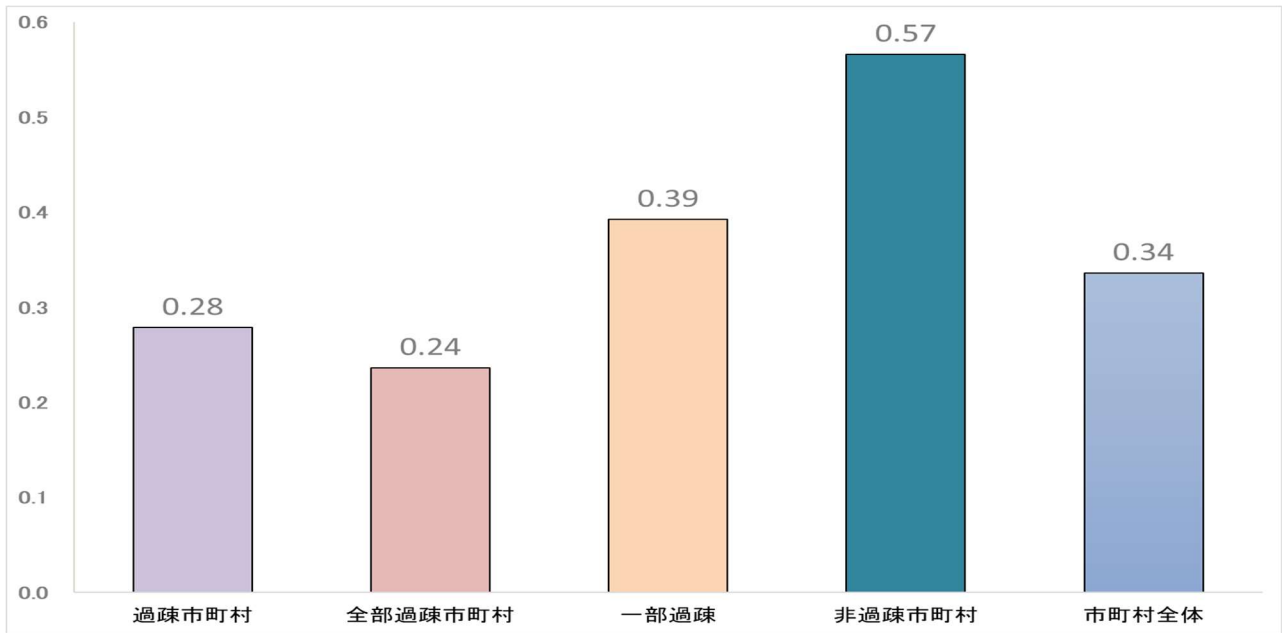
本県の過疎市町村の過去3か年平均の財政力指数（令和3年度～令和5年度）は0.28であり、非過疎市町村の平均（0.57）の約半分となっている。特に、全部過疎である26市町村の平均は0.24となっており、一部過疎市町村の平均（0.39）よりも財政力が弱い状況にある。【表5】

また、過疎市町村の歳入に占める税収割合（令和5年度決算ベース）は18.9%であり、非過疎市町村（24.4%）と比較すると自主財源に乏しい状況にある。特に、全部過疎市町村の税収割合は13.5%となっており、一部過疎の市町村の税収割合（19.7%）と比較しても低い状況にある。

過疎市町村における地方債の発行割合は7.2%であり、非過疎市町村における発行割合（5.6%）よりも高くなっている。【表6】

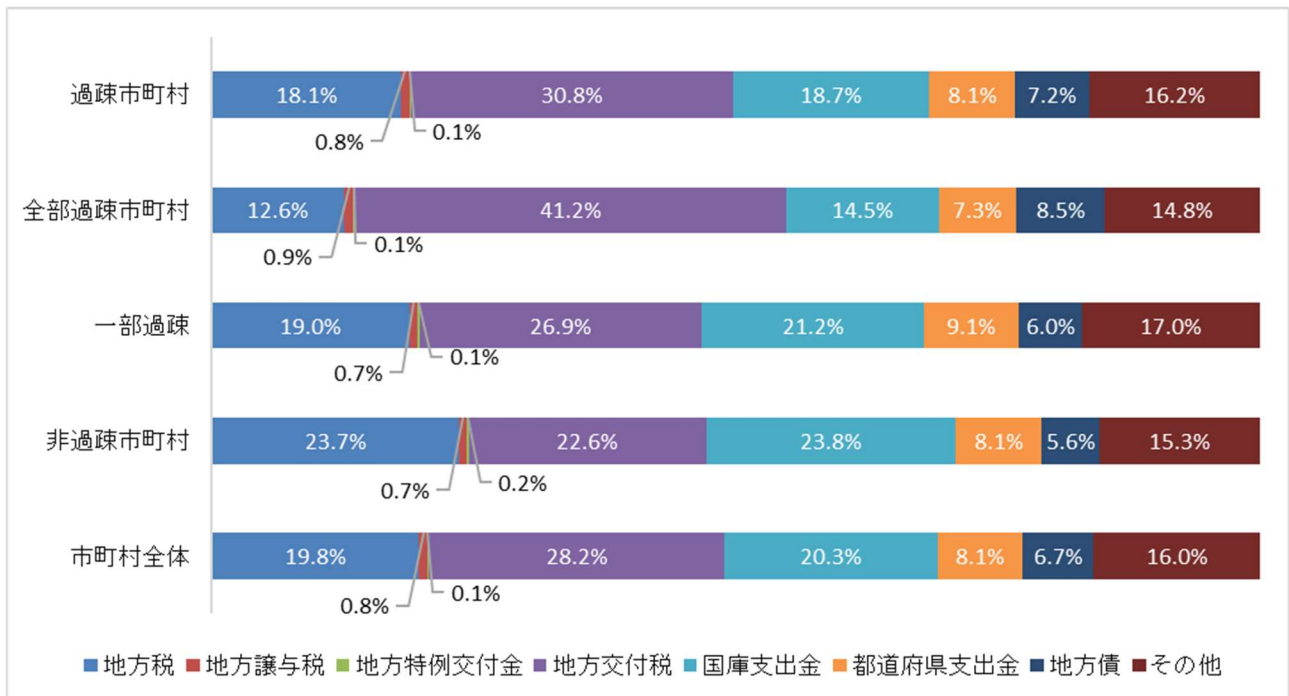
さらに、地方債発行額に占める過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）の発行額の割合をみると、過疎市町村全体では34.9%であるのに対し、全部過疎市町村では61.0%となっており、過疎債は全部過疎市町村の財政運営上必要不可欠な財源となっている。【表7】

【表5】平均財政力指数の状況（R3～R5平均）



【出典：地方財政状況調査】

【表6】歳入決算額（R5）



【出典：地方財政状況調査】

【表 7】 地方債発行額に占める過疎債の割合（R5）

区分	割合
過疎市町村	34.9%
全部過疎市町村	61.0%
一部過疎	11.3%

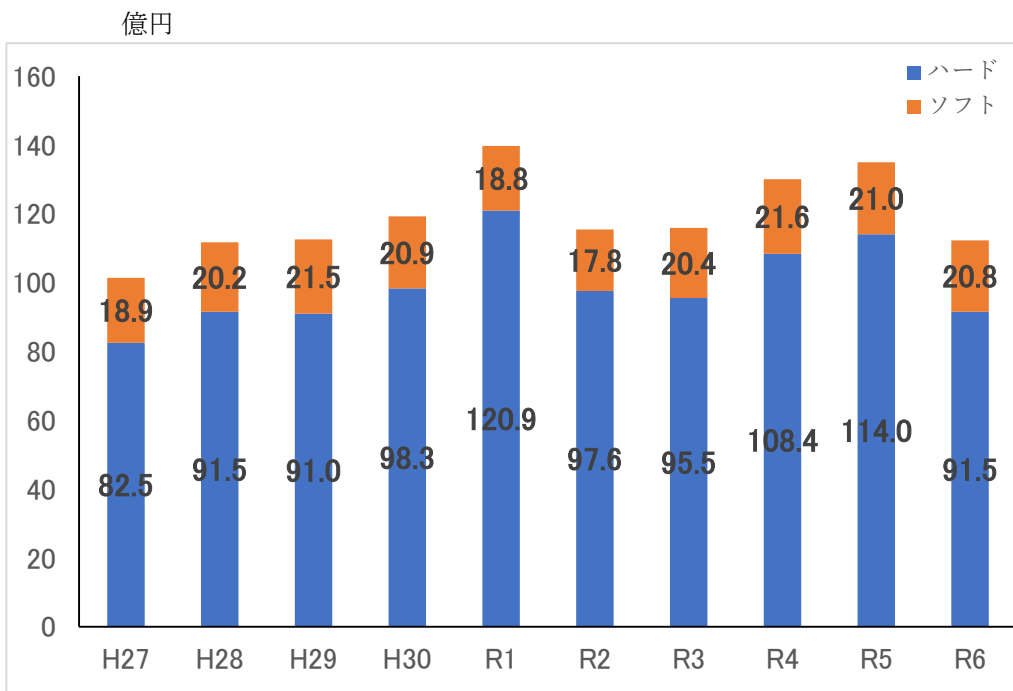
【出典：地方財政状況調査、過疎債発行状況等調査】

（6） 過疎対策の取組実績

ア 過疎債の発行状況

過疎債のうち、ハード事業の発行額は、令和4年度は約108億円と、令和3年度より約13億円増加し、令和5年度には約114億円となったものの、令和6年度は約92億円と前年度より約22億円減少した。一方、ソフト事業の発行額は、概ね20億円前後で推移している。【表 8】

【表 8】 青森県全体の過疎債発行額の推移（H27～R6）



【出典：県市町村課調】

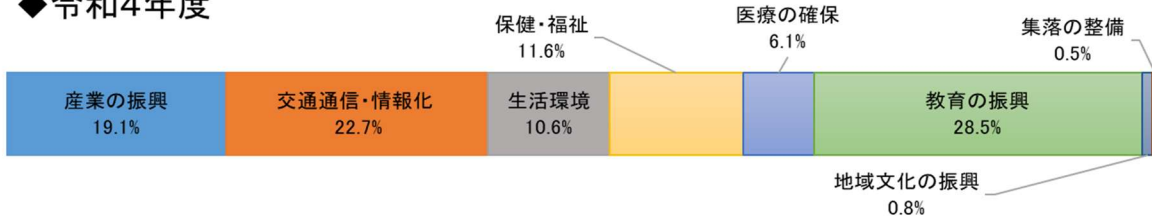
イ 過疎債の活用状況

過疎債における過去3年間の発行実績をみると、ハード事業では、主に「産業の振興」、「交通通信・情報化」、「生活環境」及び「教育の振興」の分野で活用されている。【表 9】

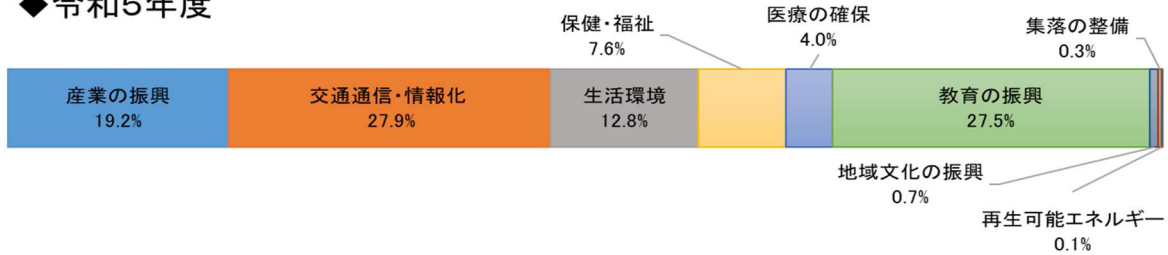
ソフト事業では、各分野で活用されているが、主に「保健・福祉」、「医療の確保」及び「教育の振興」の占める割合が高くなっている。【表10】

【表9】 過疎債（ハード事業）発行実績額内訳（R4～R6年度）

◆令和4年度



◆令和5年度



◆令和6年度



【出典：縣市町村課調】

【表10】 過疎債（ソフト事業）発行実績額内訳（R4～R6年度）

◆令和4年度



◆令和5年度



◆令和6年度



【出典：縣市町村課調】

2 過疎地域等の持続的発展の基本的な考え方

(1) めざす姿（基本的な方向）

本県の過疎地域等は豊かな自然に恵まれ、県の基幹産業である農林水産業の発展・成長にも密接に関わるなど、地域経済の循環や自然環境の保全等に貢献しており、こうした多面的機能を有する過疎地域等の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

一方、本県の過疎地域等には、人口の減少や少子高齢化の進展等、厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、後継者不足や労働力不足の解消、交通機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、集落の維持及び活性化など、様々な課題がある。

このような状況の中、近年は、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする田園回帰の潮流が高まるとともに、情報通信等における革新的技術の創出、リモートワークなど情報通信技術を利用した働き方への取組等、過疎地域等の課題の克服に資する新たな動きが生まれているところであり、こうした動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう取り組むことが求められている。

また、県では、国内外における社会経済環境の変化にしっかりと対応するとともに、これまで築いてきた社会基盤や地域特性を生かしながら、あらゆる主体と連携・協働し、未来を見据え、新しい青森県づくりを進めていくこととしている。

この方向性及び本県の過疎地域等を取り巻く環境を踏まえ、県としては、挑戦、対話、DXを基盤としたAX（Aomori Transformation）という基本理念のもと、各種施策に取り組むことにより、過疎地域等が人口減少に伴う様々な課題を乗り越え、一人でも多くの若者が、青森県で人生を送ることに多様な可能性を見出し、「ここで暮らしたい」と思える魅力ある青森県となることをめざすものとする。

(2) めざす姿実現のための連携・協力

過疎地域等の持続的発展のための施策は、過疎市町村が、それぞれの地域の個性を生かして主体的に取り組むものであるが、必ずしも一の過疎市町村の取組により完結するものではなく、他の市町村との連携や民間事業者との連携など、多様な主体の参画が必要となるものも考えられる。

特に、本県の過疎地域等は財政基盤が脆弱であり、今後も人口減少が見込まれる中、周辺市町村との連携等による効率的かつ効果的な行政運営の推進により、総合的な過疎対策を実施することが求められている。県は、めざす姿の実現に向け、一の過疎市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な支援を行うよう努めることとする。

【参考】過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

(目的)

第1条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

(過疎地域の持続的発展のための対策の目標)

第4条 過疎地域の持続的発展のための対策は、第1条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

- 一 移住及び定住並びに地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し、及び育成すること。
- 二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。
- 三 通信施設等の整備及び情報通信技術の活用等を図ることにより、過疎地域における情報化を進めること。
- 四 道路その他の交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通の機能を確保し、及び向上させること。
- 五 生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。
- 六 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。
- 七 美しい景観の整備、地域文化の振興、地域における再生可能エネルギーの利用の推進等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。

(都道府県の責務)

第6条 都道府県は、第1条の目的を達成するため、第四条各号に掲げる事項につき、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

3 持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

(1) 若者等の定着・還流の促進、人財育成

ア 若者等の定着・還流の促進

○ 現状及び課題

首都圏移住相談窓口「青森暮らしサポートセンター」等を利用した移住相談対応件数は年間2,000件～3,000件の高水準で推移するとともに、本県への移住関心層は増加傾向になっている。これらの一層の拡大に向け、情報発信や受入態勢整備に引き続き取り組んでいく必要がある。10代後半から20代前半の若者・女性が一度県外転出した後に、県内に還流することが少ないことから、いつでも本県に帰って来られる環境を作っていく必要がある。また、何らかの理由で帰って来られない人や青森県に関心を持つ人が、様々なかたちで青森県とつながり、関わることができる仕組みづくりが必要である。

○ 対策

◆移住促進と関係人口の拡大

本県で暮らす、働く人財を呼び込むための魅力発信に取り組むとともに、市町村と連携した情報発信、移住検討者の相談対応や受入態勢整備に取り組む。

テレワーク・リモートワークといった「転職なき移住」の推進に取り組むとともに、地域や地域の人々と関わりを持つ県出身者や関係人口の拡大に取り組む。

農林水産業へ就業を希望する人財や医療・福祉職の子育て世帯の移住促進に取り組む。

◆暮らしと交流を支える交通ネットワークづくり

県民が安心して移動・外出できる広域的な地域公共交通ネットワークの確保・維持に向けた取組を促進するとともに、多様な交流や物流を支える交通環境の構築に取り組む。

イ 人財育成

○ 現状及び課題

人口減少・高齢化の進行により、65歳以上の高齢者が集落の半分を占める「限界集落」の増加が見込まれ、地域の支え合いがますます必要となっている。

引き続き、住み慣れた地域で生活していくためには、コミュニティ機能の強化や、地域を支える人財育成に取り組んでいく必要がある。

○ 対策

◆地域の強みを生かした地域づくりと人づくり

地域資源を生かした地域づくりの推進及び地域コミュニティ維持・活性化に取り組むとともに、地域づくりに取り組む市町村や団体等の人財育成や取組支援を図る。

地域経済や地域づくりをけん引するリーダーの育成や国内外で活躍する人財とのネ

ットワーク化に取り組む。

◆女性の人財育成とエンパワーメント

地域社会のリーダーとして活躍する女性人財の育成に取り組むとともに、自らの意識と能力を高め主体的に活躍する女性人財の育成に取り組む。

(2) しごとづくりによる産業の振興

ア 農林水産業の振興

○ 現状及び課題

農林水産業においては、消費動向が変化していることに加え、生産現場での労働力不足、主力魚種の漁獲量低迷、頻発する異常気象や家畜伝染病、農作物病害虫の発生リスクの高まりなど、取り巻く環境は厳しさを増している。一方で、農業産出額（2023（令和5）年3,466億円）は順調に推移しているほか、新規就農者は非農家出身者や雇用就農者の割合が増加傾向にあり、2017（平成29）年度から7年連続で250人を超えている。様々な環境変化に対応しながら、高い生産性と付加価値を追求し、担い手確保・育成の視点からも、所得向上につながる戦略的な取組の展開が必要である。

○ 対策

◆所得向上につながる販売戦略の実現

マーケットインの視点で、ブランド価値の高い商品やコンセプトの設定など、所得向上につながる戦略的な商品づくりに取り組む。

食品産業の強化を図るため、付加価値の増大に向けて、県産食材を使用した地域の6次産業化を推進する。

◆新たな時代に適応した優れた青森県産品づくり

関係機関等と連携して、気候変動や物価高騰等に適応し、農林水産品の高品質・安定生産に資する技術の開発や生産現場への普及を進める。

◆農林水産業の持続的な発展を支える人財育成

将来の担い手となる新規就業者や多様な担い手などの確保・育成・定着に向けて、就業相談から就業後の各段階に応じたサポート体制の強化に取り組む。

イ 商工業の振興

○ 現状及び課題

県内企業の大宗を占め、本県の経済と雇用を支える中小企業においては、国内外の社会経済環境の変化等に伴い、厳しい経営環境が続く中でも、持続的に発展・成長することができるよう、柔軟で足腰の強い経営基盤の確立に向けて取り組んでいくことが必要である。

○ 対策

◆県内企業の販売力・収益力強化と経営コストの削減

県内企業におけるデジタル技術を活用した情報発信や商談、マーケティング等の販売力強化に取り組むとともに、知的財産の活用による新商品開発や新事業の創出を促進する。

◆地域の未来につながる産業の創出・承継

地域課題に対応したライフ（医療・健康・福祉）関連産業、生活関連サービス産業等の創出・拡大に取り組む。

◆持続的・安定的な労働力の確保

変化する雇用・労働環境を踏まえ、ミスマッチの解消や副業・兼業等による労働力の確保を促進する。

若者を始め、女性やシニア、障がい者、外国人などの多様な人財が、それぞれの希望や状況に応じて、能力を発揮し活躍できる環境づくりを推進する。

ウ 若者を惹きつけるしごとづくり

○ 現状及び課題

本県は、少子化・高齢化や進学・就職を契機とした若者の県外転出等により、生産年齢人口が減少し、多くの産業において労働力不足となっているため、若者等にとって魅力的な働く場を創出し、県内産業における人財の確保・定着を進めることが必要である。

○ 対策

◆若者を始め地域経済の未来を担う人財の還流と県内定着の促進

県内企業における大卒者・高卒者等の採用拡大を促進する。

進学や就職を契機とした転出者とのネットワーク構築など、ターゲットや段階に応じて、本県とつながり続ける仕組みづくりや情報発信等に取り組み、U I J ターン就職を促進する。

◆チャレンジングな創業・起業の促進

創業支援拠点を活用した創業・起業を促進するとともに、創業・起業後における経営の安定化や事業拡大につながるフォローアップに取り組む。

◆成長分野や本県の強みを捉えた企業誘致の推進

デジタルやグリーン分野を始めとする成長分野及び地域資源や産業特性など本県の優位性を生かした企業誘致を推進するとともに、立地企業の定着や事業拡大に向けたフォローアップに取り組む。

エ 情報通信産業の振興（産業を支えるDXの推進）

○ 現状及び課題

デジタル化の進展に加えて、物価高騰やいわゆる2024年問題など、本県を取り巻く社会経済環境が変化する中において、県内産業が将来にわたって成長していくためには、産業の変革につながるDXを推進し、生産性と付加価値の向上を図ることが必要である。

○ 対策

◆産業分野のDX推進

県内企業によるAIやロボット等の先端技術の活用を促進するとともに、DXにより経営革新を進める事業者の伴走支援に取り組む。

◆スマート農林水産業の推進

農林水産業の生産性向上を実現するため、先端技術を活用した農林水産物の生産技術及び漁獲技術の開発等に取り組むとともに、スマート農林水産業の普及拡大に向けた人財育成に取り組む。

オ 観光の開発

○ 現状及び課題

観光交流を増加させ、観光消費額の拡大と地域の活性化につなげていくため、サービスの付加価値創出・向上や、受入体制・二次交通の整備、体験型コンテンツ等の充実・強化などに取り組む必要がある。

○ 対策

◆観光の付加価値創出・向上

宿泊、旅行、飲食、製造、小売、交通など、観光に関わるあらゆる産業が、来訪者視点で付加価値を創出し、収益につなげる取組を促進する。

◆多様な来訪者が快適に滞在できる環境づくり

交通事業者等との連携により、交通拠点から宿泊施設や主要観光地等までの二次交通など滞在中の移動の利便性向上に取り組むとともに、多言語対応やキャッシュレス、ネットアクセス環境の充実や、緊急時等のインフォメーション体制の整備など、来訪者視点での利便性向上を促進する。

多様性や多文化、サステナブルに配慮するなど、来訪者の多様な価値観に対応したサービスの普及促進に取り組むとともに、高齢者や障がい者も旅行を最大限楽しめるバリアフリーの環境づくりを進める。

◆観光DXの推進と持続可能な観光関連産業の確立

観光分野のDX推進などにより、生産性向上と収益力強化を図るなど、観光事業者の経営改善を促進する。

◆青森ファンを増やす情報発信

マスメディアやデジタル広告などの活用により、国内外での認知度及びブランドイメージの向上を図り、本県を訪れたいとする情報発信を展開する。

観光情報サイトやSNSの特徴を効果的に生かした情報発信により、地域の魅力を国内外へ拡散する。

◆国内外からの誘客の強化

国内外のターゲットごとのマーケティングを徹底し、各地域の旅行者のニーズや特徴を捉えた誘客を促進する。

(3) 地域における情報化・DXの推進

○ 現状及び課題

本県のインターネット利用率やスマートフォン保有率は全国平均と格差があり、情報化が全国に比べて遅れているが、変革に向けては、デジタル技術を最大限活用し、新たなしごとを生み出し、産業を発展させていくとともに、県民生活の利便性を向上させ、豊かで安心な暮らしやすい生活を創り出していくことが必要である。

○ 対策

◆DXなどによる生活環境の整備と強化

デジタル技術を積極的に活用し、質の高い行政サービスの提供に向けた取組を推進・促進するとともに、県民の生活環境の向上に取り組む。

(4) 産業・交流を支える社会基盤の整備

ア 国道、県道、市町村道、農道、林道及び漁港関連道の整備

○ 現状及び課題

本県の過疎地域等における道路インフラは、産業の振興や行政サービスの維持を図るために重要な役割を担っており、引き続き地域の実情に応じて整備を進める必要がある。

○ 対策

◆国道、県道及び市町村道の整備

国道（知事管理分）及び県道については、都市との一体的、広域的な連携を促進し、通勤圏の形成による就労の場の提供や生活利便性の向上を図るため、地域の基幹的路線を中心に整備を促進する。

市町村道については、産業の振興上重要な路線や集落と公共施設を結ぶ路線を中心に日常生活における地域内での活発な交流を促進するため、過疎市町村との協力のもとに生活道路の整備を進めるとともに、国道及び県道との連携に配慮し、広域的ネットワークの形成を図る。

また、道路利用者の利便性を高めるとともに、地域との交流を図るための休憩施設

や各種情報提供等を行う交流の場となる道の駅の整備を促進する。

なお、過疎地域等における基幹的な市町村道（過疎地域等とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道を含む。）のうち、国土交通大臣が指定するものについては、県が過疎市町村に代わってその整備を進める。

◆農道、林道及び漁港関連道等の整備

農林水産業の近代化、農林水産物の流通の円滑化に必要であり、都市と農山漁村との交流促進による所得向上・地域活性化等につながる基幹的な農道等を中心に計画的に整備する。

なお、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（過疎地域等とその他の地域を連絡する農道、林道及び漁港関連道を含む。）のうち農林水産大臣が指定するものについては、県が過疎市町村に代わってその整備を進める。

イ 交通確保対策

○ 現状及び課題

本県の過疎地域等においては、バス、鉄道など公共機関の利用者の減少により、通院、買い物などの生活利便性が低下しており、持続可能な地域交通への再編が課題となっている。

また、本県は全国でも有数の豪雪地帯であり、冬期交通、歩行者空間の確保は切実な課題であることから、除排雪作業と施設整備を効果的に組み合わせた効率的な雪対策に取り組む必要がある。

○ 対策

◆生活交通サービスの確保

生活上不可欠な地域鉄道路線、バス路線、航路等について、地域のニーズを踏まえながら、その実情に合った生活交通サービスの確保を図る。

◆雪対策と集落間交通の確保

冬期間の生活の安定と産業の振興を図るため、防雪・融雪施設の整備、除雪機械の充実、道路改良により雪対策を推進し、集落相互、集落と公共施設及び集落と都市部を結ぶ交通の確保に努める。

ウ 水道、下水処理等の整備

○ 現状及び課題

本県の過疎地域等の上下水道インフラについては、県全体や全国と若干の格差はあるものの、着実に整備が進められてきたところであり、引き続き取り組んでいく必要がある。

また、今後は人口減少に伴う料金収入の減少や施設老朽化等の課題に取り組む必要がある。

○ 対策

◆水道施設の整備更新

水道未普及地域解消を目標に、地域の実情に応じた整備を行う。また、老朽化した施設の更新に当たっては、水道施設の規模適正化を考慮した更新事業を促進するとともに、広域連携による施設の再構築の検討を推進する。

◆下水道処理施設等の整備更新

汚水処理人口普及率の向上を図るため、地域の実情に応じて公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などを活用し効率的な処理を行う。

なお、過疎地域等における市町村が管理する公共下水道のうち、広域の見地から設置する必要があるものであって、過疎市町村のみでは設置することが困難なものとして国土交通大臣が指定するものの幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設については、県が過疎市町村に代わってその整備を進める。

エ 脱炭素・循環型社会づくりの推進

○ 現状及び課題

本県の温室効果ガス排出量は着実に減少しているが、カーボンニュートラル達成のためには、家庭、産業、運輸など様々な分野における排出抑制対策のほか、森林や海洋生態系に温室効果ガスを取り込む吸収源対策が必要である。

本県のごみ排出量は減少傾向、リサイクル率は上昇傾向にあるが、そのペースは近年緩やかになっている。また、人口減少が進む中、現行の収集運搬や処理方法によるごみ処理の非効率化等が懸念されている。循環型社会を形成するためには、あらゆる主体において、3Rの取組を軸として資源循環に向けた取組を拡大していくとともに、人口減少の進行にも対応した適正で効率的なごみ処理体制の構築が必要である。

○ 対策

◆温室効果ガスの排出抑制対策の推進

家庭における省エネ行動や、省エネ性能の高い機器・家電の普及を促進し、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた取組を進める。

◆吸収源対策の推進

再造林などの森林の整備、藻場や干潟の環境再生を通じた温室効果ガスの隔離・貯留に取り組む。

◆限りある資源を有効活用する3R+の推進

家庭や事業活動において、3Rに加え、再生可能資源への代替など資源循環に向けた取組の拡大・実践の促進に取り組むとともに、食品ロス削減や生ごみ減量などごみの排出量削減に向けた取組を進める。

地域の特性に応じた「ごみ処理の最適化」と官民連携によるごみ処理の促進に取り組む。

事業者、NPO、教育機関など多様な主体と協働し、気候変動への適応や省エネ行動、資源循環に向けた行動を学ぶ環境教育の充実と環境教育の担い手の確保・育成、活動支援に取り組む。

オ 安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり

○ 現状及び課題

マイナンバーカードの普及や決済サービスの多様化等、デジタル化による生活の利便性が向上する中においても、インターネット利用端末の保有率は年代が上がるにつれて低くなっている。安心して快適に過ごせる社会を実現するには、共同・広域での行政サービスの提供や行政経営分野等でのDX推進、様々な移動サービスのあり方の見直しと利便性向上などを図っていく必要がある。

○ 対策

◆DXなどによる生活環境の整備と強化

行政DXの推進等により、質の高い行政サービスの提供に向けた取組を推進・促進するとともに、デジタル技術を用いた生活環境の向上に向けて、暮らし・まちのDXに取り組む。

◆防犯と犯罪対策の強化

県民の防犯意識の向上に向けた取組を推進するとともに、地域における犯罪抑止力を強化する。

◆交通安全対策の強化

子どもや高齢者を守り抜く安全対策と啓発活動を強化する。

◆消費生活と「食」の安全・安心を守る体制づくり

消費者被害の未然防止に向けた取組と相談体制の充実を推進するとともに、適正な食品表示及び衛生管理の推進により、食品の安全性を向上させる。

◆生活困窮による様々な問題を解決する仕組みづくり

生活困窮者を各種支援策につなげるため、生活再建や就労面での相談体制の充実に取り組む。

(5) 安全・安心な県土づくり、防災・減災の推進

○ 現状及び課題

過疎地域等を含む本県の消防施設については、計画的に整備が進められてきたものの、はしご自動車等の一部車両の充足率は、全国平均を下回っている。

また、地域消防を担う消防団については、団員数の減少や高齢化が進行しており、組織の弱体化が深刻化している。

人口減少や高齢化に伴い、過疎地における災害対応が難しくなっている。どん

な状況下でも県民の命と暮らしを確実に守り続けるには、災害や危機に強く、発災後も迅速に回復できる県土づくりと、県民一人ひとりが防災の取組を実践できる地域の防災力が必要である。

○ 対策

◆「防災・減災、国土強靱化」の推進

人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、安全な避難場所と避難経路を確保するため、市町村と連携し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった「防災公共」を推進する。

◆安全・安心を確保するインフラ機能の充実・強化

今後、老朽化割合が急速に高まる道路、橋梁、港湾、空港、堤防などの社会インフラを適切に維持管理・更新するため、ドローンやAIなども活用した持続可能な「予防保全型インフラメンテナンス」への本格転換により、重点的かつ集中的なインフラ老朽化対策を推進する。

◆防災・減災の推進や危機管理機能の向上

防災DXを推進し、災害や危機の発生時に県民が自ら身を守るための知識の普及と、アクセスしやすい情報の発信に取り組むとともに、実践的で効果的な訓練の実施と、様々な災害や危機を想定したマニュアルの整備や検証、改善に取り組む。

市町村との連携強化により、消防本部・消防署及び消防団の消防力の総合的な向上に取り組む。

◆原子力施設の安全確保対策と原子力防災対策の充実

原子力施設の安全確保対策に係る知識の普及に取り組むとともに、避難方法、避難経路、避難場所など、原子力災害発生時の対応に係る情報の広報に取り組む。

(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

ア 子育て環境の確保

○ 現状及び課題

未婚化や晩婚化の進行に伴い、本県の出生者数は減少が続き、合計特殊出生率の低下も続いている。女性の就業割合が高まり、共働き世帯が増加している中、男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、本県の男性の家事・育児関連時間は女性の約3分の1にとどまっている。結婚・妊娠・出産・子育てを希望する人が、その望みを叶えるためには、社会全体でこどもや子育てを応援する気運の醸成や、結婚から妊娠・出産・子育てまで各段階や各ニーズに応じた支援体制の構築とその充実など、男女が共に子育てに伴う喜びを実感し、安心して子育てできる環境づくりが必要である。

本県の児童虐待相談対応件数は増加傾向にあるほか、近年、こどもの貧困やヤングケアラーの問題が全国的に顕在化している。また、こども・若者の自殺者数や、小・

中・高校生等のいじめ認知件数及び不登校者数は、近年増加傾向にある。様々な困難や悩みを抱える子どもや若者が、安全・安心に暮らし、社会的に自立するためには、本人はもちろん、その家族や家庭に届く切れ目のない支援が必要である。

○ 対策

◆安心して子どもを産み育てられる環境づくり

結婚・妊娠・出産・子育てに関する適切な情報提供やライフプランニング支援など、結婚から子育てまでの一貫した支援体制づくりに、市町村や関係機関と連携して取り組む。

◆社会全体で子育てする環境づくり

地域における多様なニーズに対応した子育て支援サービスの質的・量的な充実に取り組むとともに、子育てと仕事を両立できるよう、あらゆる職場・職種における働き方改革を推進する。

◆様々な環境にある子どもや家庭への支援

児童虐待の早期発見、早期保護のための相談体制の充実や、虐待を受けた子どもに対する支援とその家庭における再発防止に取り組む。

障がいのある子どもや、発達が気になる子どもとその家族が、地域で安心して過ごせるよう、支援を要する子どもの早期把握、早期支援体制の整備に取り組むほか、地域社会における理解促進、相談・療育支援の充実、受入れなどに係る連携体制の整備等に総合的に取り組む。

イ 高齢者や障がい者が安心して暮らす共生社会の実現

○ 現状及び課題

県では、医療・福祉分野の多職種連携推進、「介護サービス事業所認証評価制度」参加法人の増加、認知症カフェの設置、見守り体制強化により、地域包括ケアの充実に取り組んできた。今後、ピークを迎える超高齢社会においては、介護現場や地域の担い手不足を見据えた仕組みづくりが更に必要である。

また、発達障害者支援センター及び小児在宅支援センターの開設による相談体制充実、農福連携の推進、「青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」及び「青森県手話言語条例」の制定など、障がい者が暮らしやすい地域社会づくりを進めており、引き続き適切な支援や環境の充実を図っていく必要がある。

○ 対策

◆高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境づくり

ICT、介護ロボット、ノーリフティングケアの導入の支援等による介護現場の労働環境の改善・生産性向上に取り組む。

「つどいの場」など、高齢者が「生きがい」、「やりがい」を感じられる居場所づくりに取り組み、より多くの方が参加できる環境づくりを推進する。

◆障がい者等の活躍促進

障がいや障がい者に対する県民、事業者の理解促進に取り組むとともに、障がい者の生活支援・生活環境の充実、地域移行に取り組む。

ウ 健康づくりの推進

○ 現状及び課題

県民の平均寿命・健康寿命は着実に延伸しているものの、こどもから大人まで肥満傾向・肥満の割合が高く、がんや心疾患などの生活習慣病による40～50歳代の死亡率が高くなっている。心身ともに健康的な生活を送るためには、県民一人ひとりのヘルスリテラシーの向上や健康的な食事、運動、睡眠といった生活習慣の実践に社会全体で取り組む必要がある。また、定期的な健診・検診受診により、自身の健康状態を把握し、必要に応じて精密検査を受診して、病気の早期発見・早期治療につなげていくことも重要である。

コロナ禍を経て、悩みやストレスの増大・複雑化が懸念されることから、様々な問題に対する包括的な相談支援体制を構築する必要がある。

県民のがん検診の受診率は全国と比べ高い水準だが、早期発見ができていれば治療可能ながんの死亡率が高くなっているため、がんの早期発見と早期治療を推進する必要がある。特に本県では40～50歳代のがん死亡率が高いことから、この世代へのがん検診の普及啓発と受診勧奨の強化が必要である。

また、がん患者が安心して医療や支援を受け、住み慣れた地域で自分らしく生きていくことができるよう、がん医療提供体制及び患者本人やその家族等の相談支援体制を充実させることが必要である。

○ 対策

◆ヘルスリテラシーの向上による生活習慣の改善

地域、職域、学校、関係団体、マスメディア等と連携し、生涯を通じた健康的な生活習慣づくりや疾病に関する正しい知識の普及と実践に取り組む。

◆こころを支え、命を守る社会づくり

誰も自殺に追い込まれることのないよう、こころの健康やひきこもりに関する正しい知識を普及啓発して県民の理解を深め、相談支援体制の充実を図るとともに、保健・医療・福祉・教育・労働等の関連施策と連携した総合的かつ実践的な対策に取り組む。

◆科学的根拠に基づくがん対策の推進

がんに関する正しい知識やがん検診の重要性を普及啓発し、成人の喫煙率の低下を始めとする生活習慣の改善（1次予防）とがん検診受診（2次予防）によるがん予防を推進する。

◆がん治療体制の充実と、がんと共に生きることを支える仕組みの強化

がん診療連携拠点病院を中心とした医療提供体制の充実に取り組むとともに、がん患者やその家族等の相談支援体制の充実に取り組む。

(7) 地域医療の確保

○ 現状及び課題

本県の過疎地域等では、病院や診療所の整備・運営、無医地区等での巡回診療などにより医療の確保に取り組んでいるところであるが、慢性的な医師不足が課題となっている。

医療施設に従事する医師数は増加傾向にあるものの、依然として厳しい医師不足の状況にあり、地域間・診療科間で医師の偏在が見られることから、医師の育成・確保に計画的に取り組む必要がある。

高齢化の進行による医療ニーズの変化、新興感染症や激甚化・頻発化する自然災害などに対応していくためには、医療連携体制の充実・強化が必要である。

○ 対策

◆医療の担い手育成と確保

医療従事者を目指す中学生・高校生の増加に向けた取組や、地域医療への志を持つ医療従事者の育成のための研修や確保に向けた取組を支援する。医療従事者が勤務しながら資質向上ができる環境づくりを進め、医療の高度化・専門化に対応できるようなキャリア形成を促進するとともに、医療従事者がワーク・ライフ・バランスを保ちながら、安心して勤務できる環境づくりを進める。

◆次世代へつなげる医療連携体制の強化

地域の中心的な役割を担う病院の医療機能の維持に取り組むとともに、在宅医療提供体制の充実や在宅医療従事者の育成に取り組み、在宅医療と介護の連携を促進する。

◆医療機関におけるICTの活用推進

医療へのアクセスが困難な状況においても、本県の医療提供体制を確保するため、オンライン診療などICTを活用した医療提供を推進する。

(8) 教育の振興・改革

○ 現状及び課題

GIGAスクール構想の推進や、1人1台端末の整備により、デジタル技術を活用した教育活動が活発化してきている。将来の予測が困難な時代にあっても、こどもたちが心身ともに健やかに成長し、持続可能な社会の担い手として活躍するためには、時代の変化や多様なニーズに対応した教育環境と質の高い教育プログラムを整備するとともに、教職員がこどもと向き合う時間を十分に確保することに加え、地域や企業・団体等の多くの人財がこどもの育ちや学びに関わる必要がある。

○ 対策

◆「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」の育成

児童生徒の確かな学力を育むため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に取り組むとともに、情報活用能力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成に取り組む。

いじめなどの生徒指導上の諸課題への対応や読書活動の充実など、豊かな心の育成に取り組むとともに、食育の推進や運動習慣の定着など、こどもの健康づくりに関する取組を推進する。

◆グローバル社会への対応と主体的に社会に参画する学びの推進

保護者を始めとする周囲の大人が、青森の良さをこどもに伝える意識を醸成するなど、郷土を理解し地域への愛着を深める人財の育成に取り組む。

デジタル技術も活用しながら外国語教育を充実させるとともに、異文化理解の促進や、国際的素養を身に付けたグローバル人財の育成に取り組むとともに、主体的に課題を発見し、多様な人との協働により課題解決する探究学習の実施や、STEAM教育等の教科等横断的な学習の充実に取り組む。

また、主権者教育、防災教育、消費者教育、ESD等、主体的に社会の形成に参画する教育を推進する。

◆「生きる・働く・学ぶ」をつなぐキャリア教育の推進

小・中・高等学校から大学等、そして就職までのつながりや将来の生き方を意識したキャリア教育の充実に取り組む。

学校、家庭、大学、地元企業等が、それぞれの役割の下で連携したキャリア教育支援の仕組みづくりを推進する。

◆多様な教育的ニーズへの対応

障がいの種類や個々の障がいの状態に応じて、適切なコミュニケーション手段やデジタル技術を活用した児童生徒の学習機会及び交流機会の確保に取り組む。

◆こどもの学びを支える教育環境の整備ときめ細かな指導の充実に向けた人財の確保・育成

児童生徒が質の高い教育が受けられるよう、教職員の専門性向上やキャリア形成支援に取り組むとともに、教職員がこどもと向き合う時間を確保できるよう、少人数学級編制の実施や学校における働き方改革の推進、教育を担う多様な人財の確保・活用などに取り組む。

教職員のICT活用指導力の向上や校務のデジタル化の推進など、学校における情報化（教育DX）を推進する。

◆学校・家庭・地域の連携・協働の推進

学校と地域・企業等をつなぐ人財を育成するとともに、地域や企業と連携した取組

(地域活動、体験活動等)を推進する。

◆人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

社会人の学び直しやリカレント教育の推進に取り組む。

社会教育士等の社会教育を進める人財の育成、県民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進、性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様な主体の生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進に取り組む。

(9) 集落の整備 (元気な地域づくり・人づくり)

○ 現状及び課題

農山漁村地域では、「地域経営」の取組拡大が進んだことで約500の地域経営体が誕生し、生産活動だけでなく地域貢献活動を行う経営体や地域課題の解決に向けて生活支援サービスの提供に取り組む地域運営組織が出てきた。また、地域の担い手として、集落支援員や地域おこし協力隊の数は増加傾向にある。引き続き、住み慣れた地域で生活していくためには、コミュニティ機能の強化や、地域を支える人財育成に取り組んでいく必要がある。

○ 対策

◆地域の強みを生かした地域づくりと人づくり

地域資源を生かした地域づくりの推進及び地域コミュニティ維持・活性化に取り組むとともに、地域づくりに取り組む市町村や団体等の人財育成や取組支援を図る。

◆持続可能な農山漁村地域の実現

農山漁村における地域運営の仕組みづくりや、地域資源を活用した農山漁村のにぎわい創出に取り組む。

◆過疎地域等市町村の課題解決に向けた取組支援

過疎地域等政策支援員制度を活用した過疎地域等市町村への指導・助言、関係者調整等の業務を行うなど、過疎地域等市町村の課題解決に向けた取組を支援する。

(10) 地域文化・スポーツの振興

○ 現状及び課題

県民のスポーツ実施率は向上しているが、全国平均を下回っている。心が充実する社会を実現するためには、県民が郷土の豊かな自然を心身で感じとり、伝統や歴史・文化に触れたり文化芸術活動を実践したりする機会や、楽しく身体を動かす機会を増やし、人生を心豊かに楽しむ糧となる文化やスポーツを振興していくことが必要である。

○ 対策

◆歴史・文化の価値や魅力に対する理解と活用の促進

歴史的資料や文化財等を適切に収集・保護・保存するほか、デジタル技術の活用等による情報発信などの新たな価値の創出に取り組み、地域活性化を推進するとともに、県民の芸術鑑賞機会や文化活動の発表機会を継続的に確保する。

県内に所在する歴史・文化芸術施設や世界自然遺産、世界文化遺産との連携強化による魅力の向上に取り組むとともに、文化芸術に携わる人財の育成に取り組む。

県民、特に子どもたちがふるさと青森の歴史や自然、文化への理解を深め、郷土に誇りを持つことができる取組を推進する。

◆楽しく体を動かしスポーツに親しむ環境づくりと競技力の向上

県民が楽しく体を動かし、運動を習慣化させる機会の創出を推進する。

スポーツ科学に基づいたスポーツ指導を推進するとともに、指導者などの人財育成により、幅広い年代における競技力の向上に取り組む。

(11) 再生可能エネルギーとの共生と環境配慮型ビジネスの推進

○ 現状及び課題

脱炭素社会の実現に向け、本県が持つ豊富な資源を再生可能エネルギーのエネルギー源として活用していくとともに、経済的メリットを獲得して地域の活性化につなげていくため、再生可能エネルギーの地産地消や環境・エネルギー関連産業の集積が必要である。

○ 対策

◆自然・地域と共生する再生可能エネルギーの活用促進

地域の自然環境、景観、歴史・文化等への配慮や安全性を確保した、自然・地域と共生する再生可能エネルギーの導入に向けた環境づくりを進める。

◆エネルギー関連産業クラスターによる経済循環の形成

積雪寒冷地に対応した熱利用関連産業、冬季の化石燃料削減等に貢献する水素関連産業、豊富な農業残渣や森林資源を生かすバイオマス関連産業及び陸上・洋上風力関連産業への県内企業の参入を促進する。

◆リサイクル、メンテナンス関連産業の集積促進

太陽光パネルや風力発電装置の耐用年数経過を見据えたりサイクル産業及び太陽光発電や風力発電のメンテナンス産業への県内企業の参入を促進する。

(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項

ア 豊かな自然環境の継承

○ 現状及び課題

本県の多様な動植物が息づく豊かな自然環境からもたらされる恵みや、山・川・海をつないで生み出される良質な水資源を、次の世代につなぐためには、自然環境を保全しながら身近に自然と触れあえる環境の整備や、山・川・海と循環する水の流れを

一体的に捉えた水循環の確保が必要である。

○ 対策

◆世界自然遺産白神山地や貴重な自然の保全と活用

白神山地や自然環境保全地域、開発規制地域などの適切な保全管理に取り組むとともに、豊かな自然と触れ合う機会の充実や、地域の自然観光資源、歴史・文化を生かしたエコツーリズムの推進に取り組む。

◆自然と共生する里地里山の保全と活用

森林整備による手入れ不十分な森林の発生防止・解消や、森林の多面的機能の維持・向上、森林資源の循環利用の推進に取り組む。

多様な生態系や自然と身近に触れあえる里地里山の保存と活用、緩衝帯の整備に取り組む。

市町村や近隣道県などとの広域的連携やデジタル技術の活用などにより、効果的な野生鳥獣の保護や適正管理、狩猟・捕獲の担い手の育成に取り組む。

◆生活を支える健全な水循環の確保

地域住民や農林漁業者、事業者などとの協働により、山・川・海をつなぐ健全な水循環の確保に向けた総合的対策に取り組む。